

第 190 号 (令和 7 年 2 月 14 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【脱炭素・GREEN×EXP 0 推進局脱炭素計画推進課】 3
- △ 横浜市火災予防規則の一部を改正する規則【消防局指導課】 5

[告示]

- △ 児童相談所の児童福祉司等の数【こども青少年局中央児童相談所】 6
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 9
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 11
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の再開【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 22
- △ 横浜国際港都建設計画病院の変更【建築局都市計画課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】 27
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定【建築局都市計画課】 28
- △ 同 【建築局都市計画課】 29
- △ 同 【建築局都市計画課】 30
- △ 同 【建築局都市計画課】 31
- △ 同 【建築局都市計画課】 32
- △ 同 【建築局都市計画課】 33
- △ 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更【建築局都市計画課】 34
- △ 同 【建築局都市計画課】 35
- △ 同 【建築局都市計画課】 36

[公告]

- △ 職員の懲戒処分【総務局人事課】 37
- △ 市民ギャラリーの指定管理者の指定【にぎわいスポーツ文化局文化振興課】 38
- △ 公園の設置【みどり環境局公園緑地管理課】 39
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 40
- △ 同 【みどり環境局水・土壌環境課】 41
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 42
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 43

△ マンション建替組合の事業計画の変更の認可【建築局住宅再生課】	44
△ マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧【建築局住宅再生課】	45
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	46
△ 同【建築局調整区域課】	47
△ 同【建築局調整区域課】	48
△ 同【建築局調整区域課】	49
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	50
[区公告]	
△ 漂流物の引渡し【中区総務課】	51
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【中区総務課】	52
[消防局]	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	53
[市選挙管理委員会]	
△ 直接請求に必要な選挙権を有する者の数【選挙課】	54
[監査委員]	
△ 監査委員による監査の結果に基づき横浜市長が講じた措置の内容の公表【財務監査課】	56

規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第2号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第89条第1項第1号中「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第68号）第1条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 条例第144条第1項に規定する地球温暖化対策計画は、令和7年度又は同年度から起算して3の倍数の年度を経過したごとの年度（以下この項において「計画開始年度」という。）から3年度ごとを計画期間として作成するものとする。ただし、計画開始年度の翌年度又は翌々年度に地球温暖化対策事業者に該当することとなった場合に作成する当該計画の計画期間は、次に到来する計画開始年度の前年度までとする。

第89条第6項中「を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるような場所、時間等に配慮して備え置き、又は」を「について、」に改め、同条第9項後段を削る。

第89条の2第2項中「を記載した書面を、脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素計画推進課に備え置くことのほか」を「について」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第144条第1項の規定により作成されている地球温暖化対策計画は、この規則による改正後の

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第89条第3項の規定にかかわらず、令和7年3月31日に計画期間が満了するものとする。

- 3 地球温暖化対策計画について前項の規定の適用がある場合には、当該計画を作成した地球温暖化対策事業者の令和7年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の提出に係る横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第89条第4項の規定の適用については、同項中「7月末日」とあるのは、「9月末日」とする。

横 浜 市 火 災 予 防 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 3 号

横 浜 市 火 災 予 防 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 火 災 予 防 規 則 (昭 和 49 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 23 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 21 号 様 式 そ の 2 中 「 耐 火 構 造 ・ 準 耐 火 構 造 」 を 「 耐 火 構 造 (防 火 上 及 び 避 難 上 支 障 が な い 主 要 構 造 部 有 ・ 無) ・ 準 耐 火 構 造 」 に 、 「 第 8 条 」 を 「 第 8 条 第 1 ・ 2 号 (消 防 法 施 行 規 則 第 5 条 の 3 第 2 項 第 1 ・ 2 号) 」 に 、 「 第 5 条 の 3 」 を 「 第 5 条 の 5 ・ 建 築 基 準 法 施 行 令 第 109 条 の 8 」 に 改 め る 。

附 則

(施 行 期 日)

1 この 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

2 この 規 則 の 施 行 の 際 現 に この 規 則 に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 火 災 予 防 規 則 の 規 定 に よ り 作 成 さ れ て い る 様 式 書 類 は 、 な お 当 分 の 間 、 適 宜 修 正 の 上 使 用 す る こ と が で き る 。

告示

横浜市告示第 37 号

児童相談所の児童福祉司等の数

横浜市児童相談所規則（昭和 33 年 7 月横浜市規則第 31 号）第 4 条第 4 項により、児童相談所の令和 6 年度の児童福祉司等の数を次のとおり定めた。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

児童相談所名	児童福祉法 第 12 条の 3 第 7 項の所 員の数	児童福祉法 第 13 条第 2 項の児童福 祉司の数	児童福祉法 第 13 条第 7 項の指導教 育担当児童 福祉司の数
横浜市中心児童相談所	36 人	73 人	12 人
横浜市西部児童相談所	27 人	55 人	9 人
横浜市南部児童相談所	33 人	67 人	11 人
横浜市北部児童相談所	35 人	71 人	12 人

横浜市告示第 38 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 11 月 1 日	東京デンタルクリニック	南区井土ヶ谷中町 15 番地の 4
令和 6 年 12 月 1 日	ひかり薬局東寺尾店	鶴見区東寺尾五丁目 1 番 1 号
同	らら薬局	港南区丸山台一丁目 13 番 20 号
令和 7 年 1 月 1 日	三ツ沢訪問薬局	神奈川区片倉二丁目 66 番 6 号
同	心臓クリニック横浜三ツ沢	神奈川区三ツ沢上町 2 番 12 号
同	go-en . デンタルクリニック横浜	西区西戸部町 2 丁目 201 番地の 1
同	クリエイト薬局港南野庭店	港南区野庭町 667 番地の 1
同	スギ薬局丸山台店	港南区丸山台三丁目 40 番 1 号
同	クリエイト薬局旭鶴ヶ峰店	旭区鶴ヶ峰一丁目 7 番地の 10
同	医療法人社団アクロスなみいろスキンクリニック	金沢区釜利谷東二丁目 2 番 18 号
同	横浜パーキンソン病クリニック	港北区大倉山三丁目 1 番 3 号
同	ハックドラッグ B I O K A 薬局	青葉区美しが丘西三丁目 65 番地の 8
同	横浜あおば胃腸肛門内視鏡クリニック	青葉区奈良一丁目 3 番地の 7
同	ココ薬局	青葉区藤が丘二丁目 31 番地の 20

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社 M a r v e l i x	東京都台東区東上野 3 丁目 37 番 13 号	マーベケア訪問看護ステーション市ヶ尾	青葉区市ヶ尾町 1,065 番地の 3
令和 6 年 12 月 1 日	株式会社 m i c o t	青葉区鴨志田町 563 番地の 20	訪問看護ステーション m i c o t	青葉区美しが丘西三丁目 64 番地の 10
同	株式会社 D E F F O R T	都筑区茅ヶ崎中央 16 番 6 号	ここから訪問看護リハビリケアセンター南	都筑区茅ヶ崎中央 13 番 2 号

横浜市告示第 39 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 7 年 1 月 1 日	大西秀明	八会鍼灸マッサージ治療院	都筑区茅ヶ崎中央 31 番 3 号
令和 7 年 2 月 1 日	會川賢介	保土ヶ谷接骨院	保土ヶ谷区岩井町 29 番地の 4
同	小野優汰	L augh R I Z 鍼灸院	緑区鴨居四丁目 76 番 2 号
同	平川郁也	同	同
同	関口結実	ハートスマイル マッサージ・横浜青葉	青葉区美しが丘五 丁目 13 番地の 6
同	植木義之	はり・きゅう・ マッサージみどりの風	都筑区川和町 1,47 1 番地
同	出崎帆嵩	さくら鍼灸マッサージ院	栄区笠間一丁目 5 番 1 号

横浜市告示第 40 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 6 年 12 月 1 日	(新)株式会社トレジャー南 山堂薬局みなとみらい店	西区みなとみらい四丁目 7 番 1 号
	(旧)たから薬局みなとみら い店	
同	(新)ユニスマイル薬局長者 町店	中区長者町 1 丁目 3 番地 の 7
	(旧)長者町薬局	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 11 月 1 日	株式会社ケ イスラッシ ユ	港北区新横 浜二丁目 2 番地の 15	(新)訪問看護ス テーションま るっとけあ鶴 見	鶴見区梶山二 丁目 8 番 23 号
			(旧)看護の王国 訪問看護ステ ーション鶴見	
令和 6 年 11 月 15 日	エムズナイ ン株式会社	東京都千代 田区外神田 5 丁目 1 番 10 号	(新)訪問看護ス テーション Y U L I E R	港南区港南台 四丁目 1 番 1 号
			(旧)まち訪問 看護ステーシ ョン	

横浜市告示第 41 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 7 年 1 月 6 日	鈴木美奈	(新)えにしあ鍼灸 マッサージ治療 院	(新)鶴見区市場富士 見町 1 番 23 号
		(旧)きくな鍼灸マ ッサージ治療院	(旧)神奈川区西寺尾 二丁目 24 番 2 号

横浜市告示第 42 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 年 10 月 31 日	エー・アイ薬局	金沢区富岡東五丁目 18 番 12 号
令和 6 年 11 月 30 日	ひかり薬局東寺尾店	鶴見区東寺尾四丁目 16 番 20 号
同	サン薬局上永谷支店	港南区丸山台一丁目 13 番 20 号
同	新杉田ヒルサイドク リニック	磯子区杉田五丁目 7 番 7 号
同	木下歯科クリニック	磯子区森五丁目 16 番 15 号
令和 6 年 12 月 8 日	伊藤歯科医院	鶴見区岸谷一丁目 23 番 8 号
令和 6 年 12 月 10 日	朱雀門メンタルクリ ニック	中区山下町 106 番地 の 33
令和 6 年 12 月 31 日	なかよし薬局仲町台 店	都筑区仲町台一丁目 2 番 20 号

横浜市告示第 43 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 7 年 1 月 11 日	桜木町おひさま歯科 ・矯正歯科	中区花咲町 3 丁目 10 3 番地の 2
令和 7 年 1 月 31 日	白楽駅前歯科	神奈川区白楽 100 番 地の 5
同	パークサイド柴田メ ンタルクリニック	中区山下町 25 番地

横浜市告示第44号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和5年7月18日	株式会社ソラスト	(新)東京都港区港南2丁目15番3号	ホームヘルプサービスソラスト長津田	緑区長津田五丁目2番60号
		(旧)東京都港区港南1丁目7番18号		
令和6年8月1日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町6丁目31番地	横浜市福祉サービス協会港北介護事務所	(新)港北区新横浜二丁目5番地の9
				(旧)港北区大豆戸町13番地の1

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年9月1日	医療法人社団ゆうま会	神奈川県三ツ沢下町11番22号	(新)医療法人社団ゆうま会ひらた内科・脳神経内科クリニック	神奈川県神大寺一丁目11番12号
			(旧)医療法人社団ゆうま会神大寺ホームケアクリニック	

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和6年9月1日	医療法人社団ゆうま会	神奈川県三ツ沢下町11番	(新)医療法人社団ゆうま会ひらた	神奈川県神大寺一丁目11番

		番 22 号	らた内科・脳 神経内科クリ ニック	12 号
			(旧)医療法人社 団ゆうま会神 大寺ホームケ アクリニック	

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 9 月 1 日	医療法人社 団ゆうま会	神奈川県三 ツ沢下町 11 番 22 号	(新)医療法人社 団ゆうま会ひ らた内科・脳 神経内科クリ ニック	神奈川県神大 寺一丁目 11 番 12 号
			(旧)医療法人社 団ゆうま会神 大寺ホームケ アクリニック	

5 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事業 所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社若 武者ケア	港南区日野 南一丁目 6 番 17 号	(新)デイサービ ス磯子の森	磯子区森五丁 目 2 番 20 号
			(旧)ピュアケア デイサービス 磯子	

6 居宅介護支援事業者

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支援 事業所の名称	居宅介護支援 事業所の所在 地
令和 6 年 8 月 1 日	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	横浜市福祉サ ービス協会港 北介護事務所	(新)港北区新横 浜二丁目 5 番 地の 9
				(旧)港北区大豆 戸町 13 番地の 1

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地

令和6年 9月1日	医療法人社 団ゆうま会	神奈川県三 ツ沢下町11 番22号	(新)医療法人社 団ゆうま会ひ らた内科・脳 神経内科クリ ニック	神奈川県神大 寺一丁目11番 12号
			(旧)医療法人社 団ゆうま会神 大寺ホームケ アクリニック	

8 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和6年 9月1日	医療法人社 団ゆうま会	神奈川県三 ツ沢下町11 番22号	(新)医療法人社 団ゆうま会ひ らた内科・脳 神経内科クリ ニック	神奈川県神大 寺一丁目11番 12号
			(旧)医療法人社 団ゆうま会神 大寺ホームケ アクリニック	

9 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和6年 9月1日	医療法人社 団ゆうま会	神奈川県三 ツ沢下町11 番22号	(新)医療法人社 団ゆうま会ひ らた内科・脳 神経内科クリ ニック	神奈川県神大 寺一丁目11番 12号
			(旧)医療法人社 団ゆうま会神 大寺ホームケ アクリニック	

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在地
令和5年 7月18日	株式会社ソ ラスト	(新)東京都港 区港南2丁	ホームヘルプ サービスソラ	緑区長津田五 丁目2番60号

		目 15 番 3 号 (旧) 東京都港区港南 1 丁目 7 番 18 号	スト長津田	
令和 6 年 8 月 1 日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地	横浜市福祉サービス協会港北介護事務所	(新) 港北区新横浜二丁目 5 番地の 9 (旧) 港北区大豆戸町 13 番地の 1

横浜市告示第 45 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（福祉用具貸与）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社スペースケア	千葉県船橋市栄町 1 丁目 21 番 28 号	スペースケア横浜営業所	緑区青砥町 26 5 番地の 1

2 居宅介護事業者（特定福祉用具販売）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社スペースケア	千葉県船橋市栄町 1 丁目 21 番 28 号	スペースケア横浜営業所	緑区青砥町 26 5 番地の 1

3 居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社エール福祉協会	港北区小机町 893 番地	エール福祉協会	中区弥生町 2 丁目 15 番地の 1

4 介護予防事業者（介護予防福祉用具貸与）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社スペースケア	千葉県船橋市栄町 1 丁目 21 番 28 号	スペースケア横浜営業所	緑区青砥町 26 5 番地の 1

5 介護予防事業者（特定介護予防福祉用具販売）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社スペースケア	千葉県船橋市栄町 1 丁目 21 番 28 号	スペースケア横浜営業所	緑区青砥町 26 5 番地の 1

横浜市告示第 46 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 31 日	有限会社野いちご	鶴見区本町通 2 丁目 85 番地の 2	野いちごケアセンター	鶴見区本町通 2 丁目 85 番地の 2
令和 6 年 12 月 31 日	有限会社森の介護屋さん	鶴見区豊岡町 13 番 22 号	訪問介護森の介護屋さん	鶴見区豊岡町 13 番 22 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 11 月 30 日	医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目 20 番 1 号

3 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 11 月 30 日	医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	旭区若葉台四丁目 20 番 1 号
令和 6 年 12 月 1 日	生活協同組合パルシステム神奈川	港北区新横浜三丁目 18 番地の 16	生活協同組合パルシステム神奈川ぬくもり横浜北	緑区北八朔町 160 番地
令和 6 年 12 月 31 日	有限会社森の介護屋さん	鶴見区豊岡町 13 番 22 号	森の介護屋さん	鶴見区豊岡町 13 番 22 号
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社ゆきやなぎ	港北区高田東四丁目 18 番 18 号	ケアプランクルー港北	港北区高田東四丁目 18 番 18 号

4 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 11 月 30 日	医療法人社 団明芳会	東京都板橋 区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団 明芳会横浜旭 中央総合病院	旭区若葉台四 丁目 20 番 1 号

横浜市告示第 47 号

生活保護法に基づく指定介護機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項に規定する指定介護機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町 15 番 13 号	サンウェルズ 神大寺ヘルパーステーション	神奈川県神大寺二丁目 39 番 25 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

再開年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 7 年 1 月 1 日	株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町 15 番 13 号	サンウェルズ 神大寺訪問看護ステーション	神奈川県神大寺二丁目 39 番 25 号

横浜市告示第 48 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和 7 年 1 月 1 日	ウェルケ アはら脳 神経内科	都筑区仲 町台 5 丁 目 1 番 9 号	脳神経 内科	肢体不自 由	井藤尚仁
同	神奈川県 立こども 医療セン ター	南区六ツ 川二丁目 138 番地 の 4	形成外 科	肢体不自 由	鈴木崇弘
同	医療法人 平和会平 和病院	鶴見区東 尾中台 29 番 1 号	整形外 科	肢体不自 由	竹内彩子
同	公立大横 濱大学附 属大横濱 病院	金沢区福 浦三丁目 9 番地	整形外 科	肢体不自 由	中島尚嗣
同	医療法人 社会悠翔 在ニツク 横浜	中区蓬萊 町 2 丁目 4 番地の 7	内科、経 脳神経外 科、診療 訪問	肢体不自 由	中村高浩
同	横浜市立 脳卒中脊 神経セン ター	磯子区滝 頭一丁目 2 番 1 号	整形外 科	肢体不自 由	平井倫太郎
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12 番 1 号	脳神経 内科	肢体不自 由	丸子真奈美
同	社会福祉 法人恩賜 財団支那 会奈生市 東部	鶴見区下 末吉三丁 目 6 番 1 号	整形外 科	肢体不自 由	米澤嘉朗
同	医療法人 財団明戸 東念病 院	戸塚区品 濃町 548 番地の 7	循環器 内科	心臓機能 障害	中田匠哉

同	独立行政 法人労働 者健康機 構安横病 院	港北区小 机町 3,21 1 番地	心臓血 管外科	心臓機能 障害	成田卓也
同	公立大 学横大 学医学 部総合 センター	南区浦舟 町 4 丁目 57 番地	心臓血 管セー ン内科	心臓機能 障害	松下 絢 介
同	昭和 横大 部病 院北 院	都筑区茅 ヶ崎中 35 番 1 号	内科（ 腎臓）	じん臓機 能障害	吉田 輝 龍
同	横 市立 民病 院	神奈川 三ツ沢 1 丁目 1 番 1 号	炎症性 腸疾患 科	ぼうこう 又は直 腸機能 障害	中尾 詠 一
同	池田 咽喉 科医 院	緑区中 一丁目 1 番 1 号	耳鼻咽 喉科	聴覚又 平衡機 能障害	小坂橋 美 香
同	医療法 社会協 会鶴見 ビショ ン病 院	鶴見区下 野谷町 4 丁目 145 の 1 番地	リハビ テーション 科	音声機 能又は 言語機 能障害	小倉 直 子
同	医療法 社会陽 会ゆう 宅クク ック	保土ヶ 区今井 827 番 地の 3	脳神経 外科	肢体不 自由	遠藤 拓 朗
同	はま 診療 所	神奈川 立町 6 地の 1 番	内科	肢体不 自由	大久保 浩 一
同	医療法 社会東 会さん つり 日市 場	緑区十 市場 1 番 1 地 の 82	内科・ 神経 科・精 神科	肢体不 自由	樫見 文 枝
同	医療法 財団 会古 川	中 原 1 番 11 号	内科	肢体不 自由	建持 岳 史

	牧クリニ ック						
同	神奈川県 立こども 医療セン タ一		南区六ツ 川二丁目 138番地 の4	形成外 科	肢体不自 由	小林眞司	
同	医療法人 杏林会新 横浜ここ ろのホス ピタル		港北区新 横目21番 の6	内科・内 科療・神 経科・精 神科	肢体不自 由	笹栗志朗	
同	医療法人 平和病院		鶴見区東 寺尾中台 29番1号	整形外 科	肢体不自 由	塩崎 崇	
同	医療法人 社会団鵬 会新中川		泉区池の 谷3,901 番地	内科	肢体不自 由	田中裕之	
同	訪問診療 ゆめクリ ニック戸 塚院		戸塚区戸 塚町6,00 5番地の 3	内科	肢体不自 由	守屋 聡	
同	医療法人 横浜会西 国際総合 病院		戸塚区汲 沢町56番 地	内科	肢体不自 由	山本佳樹	
同	昭和大学 藤が丘病 院		青葉区藤 が丘1丁目 30番地	脳神経 内科	肢体不自 由	渡辺大士	
同	心臓クリ ニック横 浜三ツ沢		神奈川区 三ツ沢2番 12号	循環器 内科、血 管外科、 内科	心臓機能 障害	加島一郎	
同	医療法人 社会明芳 会横浜旭 中央総合 病院		旭区若葉 台四丁目 20番1号	心臓血 管外科	心臓機能 障害	藤崎浩行	
同	横浜市立 市民病院		神奈川区 三ツ沢1番 1号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	中村有希子	
同	医療法人 平和病院		鶴見区東 寺尾中台 29番1号	腎臓内 科	じん臓機 能障害	伊原史崇	
同	医療法人		港南区上	内科・	じん臓機	花岡正哲	

	社会 団 厚 濟 会 上 大 岡 仁 正 ク リ ニ ッ ク	大 岡 西 一 丁 目 10 番 1 号	腎 臓 内 科 ・ 透 析 工 内 科	能 障 害	
同	横 浜 市 立 市 民 病 院	神 奈 川 区 三 ツ 沢 西 町 1 番 1 号	炎 症 性 腸 疾 患 科	小 腸 機 能 障 害	後 藤 晃 紀

横浜市告示第 49 号

横浜国際港都建設計画病院の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画病院を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画病院
第 1 号南部地域総合病院
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
港南区港南台八丁目地内
 - (2) 削除する部分
港南区港南台三丁目地内
 - (3) 変更する部分
なし

横浜市告示第 50 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11号環状3号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
港南区港南台八丁目地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
港南区港南台六丁目地内

横浜市告示第51号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
川井宿町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
旭区川井宿町地内

横浜市告示第52号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した

。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
金が谷特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
旭区金が谷及び今宿一丁目地内

横浜市告示第 53 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
今川町西特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
旭区今川町地内

横浜市告示第 54 号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
羽沢町具行特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
神奈川区羽沢町地内

横浜市告示第55号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
中田東一丁目特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
泉区中田東一丁目地内

横浜市告示第56号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
長尾台町特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
栄区長尾台町地内

横浜市告示第57号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

大倉山特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

港北区大倉山二丁目地内

横浜市告示第58号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区
長津田町長月特別緑地保全地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
緑区長津田町地内

横浜市告示第59号

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月14日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区

追分特別緑地保全地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

旭区矢指町地内

公 告

横 浜 市 公 告 第 81 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 7 年 1 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
瀬 谷 区 福 祉 保 健 セ ン タ ー 福 祉 保 健 課	事 務 職 員	柿 沼 友 希	免 職

横浜市公告第 82 号

市民ギャラリーの指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜市民ギャラリーあざみ野の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
中区山下町 2 番地	公益財団法人横浜 市芸術文化振興財 団 理事長 近 藤 誠 一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 公 告 第 83 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 (昭 和 31 年 法 律 第 79 号) 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
森 四 丁 目 第 六 公 園	磯 子 区 森 四 丁 目 321 番 の 1	別 図 の と お り	972 m ²	ベ ン チ 、 水 飲 み 、 す べ り 台	令 和 7 年 2 月 14 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 84 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 宝 町 2 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
砒 素 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 85 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき申請された次の土地の区域について、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
中区錦町 38 番の 8 及び 38 番の 9 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。

横浜市公告第 86 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例
第 58 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害
物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとする
ときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 条例形質変更時要届出区域の所在地
南区西中町一丁目 23 番の 3 及び 23 番の 4 の各一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 87 号

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質
変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の 解 除

横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 (平 成 14 年 12 月 横 浜 市 条 例
第 58 号) 第 67 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に
関 す る 条 例 に 基 づ く 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 (令 和 5 年 1
月 横 浜 市 公 告 第 39 号) に よ り 指 定 し た 区 域 の 全 部 の 指 定 を 解 除 す る
。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 条 例 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
戸 塚 区 名 瀬 町 字 内 久 祢 344 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 88 号

マンション建替組合の事業計画の変更の認可
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づき、ニックハイム綱島第一マンション建替組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 組合の名称
ニックハイム綱島第一マンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
 - (1) 名称
ニックハイム綱島第一
 - (2) 敷地の区域
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
港北区綱島西二丁目 657 番の 1
- 4 事業施行期間
令和 6 年 1 月 25 日から令和 11 年 9 月 30 日まで
- 5 事務所の所在地
東京都千代田区五番町 10 番地 五番町 K U ビル 1 階 株式会社
ユニホー東京支店内
- 6 設立認可の年月日
令和 6 年 1 月 25 日
- 7 変更の認可の年月日
令和 7 年 2 月 14 日

横浜市公告第 89 号

マンション建替組合の事業計画の変更に係る図書の縦覧
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 34 条第 1 項の規定に基づきニックハイム綱島第一マンション建替組合の事業計画の変更を認可したので、同法第 34 条第 2 項において準用する同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づく図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中 竹 春

1 縦覧期間

令和 7 年 2 月 14 日から同法第 38 条第 6 項又は第 81 条の公告の日
まで（休庁日を除く。）

2 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局住宅部住宅再生課

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

横 浜 市 公 告 第 90 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 5 月 30 日 第 2023 開 1602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1 丁 目 21 番 1 号
東 急 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 星 野 浩 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 和 泉 町 5,626 番 の 12 の 一 部

横浜市公告第 91 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 6 年 3 月 28 日 第 2023 開 207 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県三枚町 266 番地の 6
株式会社三枚不動産
代表取締役 織 茂 誠 一
神奈川県三枚町 640 番地
株式会社宮武不動産
代表取締役 餅 田 公 子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川県三枚町 601 番の 67 から 601 番の 71 まで、601 番の 72 の一部及び 601 番の 73 から 601 番の 75 まで

横 浜 市 公 告 第 92 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 5 月 15 日 第 2024 開 1301 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 91 番 地 の 1
安 田 祐 子
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 原 宿 五 丁 目 1,004 番 の 1 、 1,004 番 の 3 、 1,004 番 の 4
、 1,005 番 の 1 、 1,005 番 の 2 、 1,005 番 の 4 の 一 部 、 1,005 番
の 8 か ら 1,005 番 の 10 ま で 、 1,007 番 の 1 の 一 部 及 び 1,007 番 の
5

横浜市公告第 93 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 6 年 7 月 4 日 第 2023 開 709 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市芝久保町 4 丁目 26 番 3 号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤千尋
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
保土ヶ谷区川島町 1,224 番の 3 の一部、1,225 番の 1、1,225 番の 2、1,225 番の 6 から 1,225 番の 15 まで、1,226 番の 1 から 1,226 番の 9 まで、1,228 番の 1 の一部、1,228 番の 12 から 1,228 番の 14 まで、1,258 番の 1 から 1,258 番の 3 まで、1,258 番の 6 の一部、1,258 番の 9 の一部、1,258 番の 13 から 1,258 番の 15 まで、1,259 番の 5、1,259 番の 6、1,259 番の 9、1,574 番の 82 の一部、1,574 番の 83 及び 1,574 番の 84

横 浜 市 公 告 第 94 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 8 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 7 年 2 月 3 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
33.44 m
- 5 指 定 の 場 所
旭 区 四 季 美 台 62 番 の 1 及 び 62 番 の 2
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ハ ウ ス プ ラ ン
代 表 取 締 役 鈴 木 賢 広

区 公 告

中 区 公 告 第 19 号 (令 和 7 年 1 月 28 日 掲 示 済)

漂 流 物 の 引 渡 し

水 難 救 護 法 (明 治 32 年 法 律 第 95 号) 第 24 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き
次 の と お り 漂 流 物 の 引 渡 し を 受 け た の で 、 所 有 者 に 引 き 渡 す 。

令 和 7 年 1 月 28 日

横 浜 市 中 区 長 小 林 英 二

- 1 拾 得 物 件
大 型 船 用 防 舷 材 約 150 cm
- 2 拾 得 場 所
中 区 新 山 下 1 丁 目 3 - 12 地 先 公 有 水 面
- 3 拾 得 年 月 日
令 和 6 年 12 月 10 日
- 4 拾 得 者
横 浜 市 長 山 中 竹 春

中区公告第 20 号（令和 7 年 1 月 28 日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 7 年 1 月 28 日

横浜市中区長 小林 英 二

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 41 - 04 浜 横浜	令和 6 年 9 月 23 日

消防局

消防局公告第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 7 年 1 月 31 日懲戒処分に付した。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市消防局長 平 中 隆

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
泉 消 防 署	消 防 吏 員	木 村 知 行	戒 告

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 10 号

直接請求に必要な選挙権を有する者の数

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項、第 75 条第 1 項、第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項、同条第 11 項、第 5 条第 1 項及び同条第 15 項の規定による選挙権を有する者の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 14 日

横浜市選挙管理委員会

50 分の 1 の数	62,721 人
6 分の 1 の数	522,669 人
3 分の 1 の数	1,045,338 人
選挙区ごとの 3 分の 1 の数	
鶴見区	80,154 人
神奈川区	68,704 人
西区	29,228 人
中区	40,553 人
南区	55,598 人
港南区	60,294 人
保土ヶ谷区	57,151 人
旭区	68,614 人
磯子区	46,081 人
金沢区	54,888 人
港北区	99,742 人
緑区	50,291 人
青葉区	85,758 人
都筑区	58,374 人
戸塚区	78,275 人
栄区	34,517 人
泉区	42,706 人
瀬谷区	34,415 人

総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得

た 数

492,002 人

監 査 委 員

横浜市 監 査 委 員 公 表 第 1 号

監 査 委 員 に よ る 監 査 の 結 果 に 基 づ き 横 浜 市 長 が 講 じ た 措
置 の 内 容 の 公 表

監 査 委 員 に よ る 監 査 の 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置 に つ い て 、 横 浜 市
長 から 通 知 が あ っ た の で 、 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 19
9 条 第 14 項 の 規 定 に よ り 、 別 冊 の と お り 措 置 の 内 容 を 公 表 す る 。

令 和 7 年 2 月 14 日

横 浜 市 監 査 委 員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善 和